

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出について

1 概要

- 厚生労働省及び観光庁から平成31年3月26日付けで都道府県に対し、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出し、報告するよう依頼
 - (※) 第1回目回答期限 令和元年5月31日／第2回目回答期限 令和元年9月30日
- 厚生労働省は都道府県から報告のあった「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を取りまとめたリストを作成し、公開

基本的考え方（国通知より）

課題

- 外国人患者を受け入れる医療機関の情報が一元化されておらず、わかりづらい
- 外国人患者を受け入れるとされている医療機関における外国人患者受入の姿勢に差がある



厚生労働省「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」

外国人患者の診療に関する情報の提供のあり方を議論

- ・ 第2回検討会（平成31年1月25日）において、以下の2点について合意
 - ① 関係省庁が連携して一元化した、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリストを公開すること
 - ② 都道府県は、医療関係者だけでなく、消防（救急）、観光・宿泊、多文化共生等の関係者を交えて議論し、地域内の共通認識を育みながら「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出すること

2 東京都における対応経過

- 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」検討部会（平成31年4月18日）を開催し、選出要件・選出方法について議論

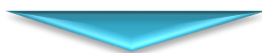
選出要件

- (1) 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関（下記①から③の要件を全て満たす医療機関）
 - ① 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関であること。
 - ② 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること。
 - ③ 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。
- (2) 外国人患者を受入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所も含む）（下記①・②の要件を満たす医療機関）
 - ① 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること。
 - ② 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。

- 都内医療機関に対して公募を実施
- 公募のあった医療機関209か所から要件を満たす医療機関156か所を厚生労働省へ報告（資料3-2）
- 令和元年7月17日から厚生労働省のウェブサイトにおいて公開。今後、観光庁（日本政府観光局（JNTO））のウェブサイトにおいても公開予定

3 今後の対応について

- 以下のア～エに該当する医療圏については、可能な限り第1回目回答提出締切日（令和元年5月31日）までに選出が求められていたが、都においては島しょを除く全ての医療圏から選出済み
 - ア ラグビーW杯またはオリンピック・パラリンピックの開催地等を含む医療圏
 - イ 訪日外国人旅行者の多い医療圏
 - ウ 在留外国人の多い医療圏
 - エ その他、都道府県が早急に選出すべきと考える医療圏
- 一方で、引き続き選出医療機関の少ない医療圏（区東北部、西多摩）の体制強化や今回公募のなかった厚生労働省「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」の実施病院や外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の認証病院への協力依頼を行っていく必要がある。



- 第2回目回答提出締切日（令和元年9月30日）に向けて都ホームページにおいて公募を実施した上で追加選出を実施する。なお、個別通知は以下のいずれかを満たす医療機関のみに送付する。
 - ・ 病院
 - ・ 観光庁の「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に選定されているが、今回公募申請を行わなかった医療機関
 - ・ 今回公募申請したが、選出要件を満たしていない（「ひまわり」において外国語対応可能な電話番号を報告していない）等の理由により不選出となった医療機関